

託児室利用規程

託児室利用に際しましては下記の事項をご確認の上、お申込みください。

【1】託児室について

1. 本託児室は、「第93回日本産業衛生学会」から委託を受けた公益社団法人旭川民間保育所相互育成会（以下、育成会とする）が運営いたします。
2. 託児室の利用は学会参加者の同伴するお子様に限ります。1歳～5歳までのお子様を対象とします。
3. 保育者の人数は、認可保育所における保育士配置基準に準じ、開室中は2名以上を原則とします。

【2】料金について

お子さま一人あたりのご利用金額を1日5000円、半日3000円（税込）とします。

1日単位で清算させていただきます。料金につきましては、お預かり前に託児室の受付にて前払いで頂戴いたします。締切後のキャンセルについては、別途キャンセル料をいただきますのでご注意ください。

【3】ご利用にあたって

1. 事前に申込みされた方でも、お子様が病気の場合には原則としてお預かりできません。お熱が37.5度以上、また感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は他のお子様への影響を避けるため、病院より登校・登園許可がおりるまではお預かり出来ません。ご了承頂けますようお願い申し上げます。
2. お子様の昼食は、保護者の方と一緒に頂くことも、託児室にて保育者が差し上げることも可能です。また、投薬される場合は保護者の責任で行ってください（保育者は原則として投薬できません）。
3. 当日はお子さまの着替え（紙おむつ等）、食事（乳児は哺乳瓶・ミルク等）、飲み物、おやつをご持参ください。
4. お迎えは原則としてお預け時と同じ方をお願いいたします。代理の方へのお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いする事がございます。
5. 事故等が起こらないよう最大限の努力はしますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先（携帯電話番号）は必ず申込書に記入してください。また、託児中は学会会場から外出しないでください。
6. 託児中、万一事故が起きた場合は、育成会が加入する損害保険・傷害保険の範囲内で補償されますが、当該限度額を超える損害等については第93回日本産業衛生学会および育成会では責任を負いかねますので、ご了承ください。